

R5みやぎスマート農業技術普及拡大事業（追加公募）

令和5年10月25日

担い手減少と高齢化が進む中、本県における地域農業を維持発展させることを目標に農業分野におけるICT技術（情報通信技術）等の先端技術を活用した、いわゆる「スマート農業技術」の導入・活用により、生産性向上や作業の省力・効率化等に取り組むため大規模土地利用型を推進する農業者に対し、次のスマート農業機器等の導入を支援します。

○事業内容	○条件等
<ul style="list-style-type: none">・経営管理・ほ場管理システムに係る専用端末・マルチローター（ドローン）の購入・水田センサ及び通信装置を一体化した計測システム・自動操舵システム及びRTK基地局・その他県が認めるスマート農業機器等	<ul style="list-style-type: none">・補助率：1／3以内・補助上限：666,000円 <p>※）取得価格が50万円以上の機器及び器具の場合は、複数業者からの見積書やカタログ等を添付願います。</p>

○補助対象者

<ul style="list-style-type: none">・耕作面積が概ね50haを超え、宮城県内に本店を有する土地利用型農業法人。 <p>※）会社の形態は問わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・農地所有適格法人（農地法第2条第3項の規定による）。・農作物等の販売額が、売上の過半を占める。・RTK基地局に接続可能な農機等（自動操舵システム・ドローン・ロボットトラクター等）については、<u>県整備のRTK基地局利用を補助の要件とする。</u>※すでにRTK基地局利用ライセンスを取得済みの方は、新たにライセンス申請は不要です。計画承認申請書に取得済みと書き添え願います。
--

○スケジュール

本事業実施計画承認申請期限	備 考
<ul style="list-style-type: none">・第7回募集〆切：令和5年11月17日（金）・第8回募集〆切：令和5年12月15日（金） <p>詳細は、随時問い合わせ願います。</p> <p>※予算等の都合により、募集期間・条件等を変更等する場合があります。</p> <p>※計画の認定時期は、申請書提出締切日の翌月の上中旬頃を予定としています。</p>	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none">○別記様式第1号（本事業実施計画承認申請書）○別紙1（本事業実施計画書）○別紙2（経費配分及び収支予算書）○別紙3（暴力団排除に関する誓約書）○その他添付書類（見積書、カタログ、事業実施箇所の位置図、法人の定款、決算書等） <p>※<u>県RTK基地局を利用する農機等は、計画承認後（採択後）、交付申請の際にRTK基地局の利用申込書・利用契約書を提出願います。</u></p>

【問合せ・提出先】 宮城県農業振興課 先進的経営体支援班（TEL：022-211-2833）

（所在地：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号（10階北側））

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日は受付していません）

（裏面に続く）

(裏面)

【事業対象のイメージ等】

○ 経営管理・ほ場管理システムに係る専用端末

- ・大規模土地利用型農業に取り組む中で、ほ場ごとの生産プロセスやコスト管理等の見える化が求められている。
- ・現場で、いつでも記録の振り返りや作業状況を把握するための経営管理システムに係る専用端末の導入に対し支援を行うもの。

○ マルチローター（ドローン）の購入

- ・農業分野における作業の省力化、効率化を実現するために、農業用マルチローター（ドローン）及び運用システム等を含めた購入への支援を行う。
- ・これを核に、効率的にほ場全体の状況を把握しほ場の見える化による生育マップの作成や、リモートセンシングによるスポット管理等を効率的に行うためのアタッチメントシステム等の導入にも一部支援し作業の省力化・効率化へ繋げるもの。

○ 水田センサ及び通信装置を一体化した計測システム

- ・水田の水位センサ及び通信装置を一体化したシステムの導入に対し支援するもの。
- ・この活用によりほ場の水見等に係る回数が削減できる。特に、遠方ほ場での効果は高く、異常があれば通報等により、迅速かつ適格に対処できるメリットも大きい。

○ 自動操舵システム及びR T K基地局

- ・既存の農業機械への自動操舵システムの後付けや、地形的要因等でその活用が困難な場所を補うために、R T K基地局の導入に係る一部助成を行うもの。
- ・後付けの自動操縦システムは、可能であれば、一部を共有することで複数台・数種類の農業機械で活用する場合にも対象となる。

○ その他県が認めるスマート農業機器等

- ・本事業は、基本的に上記のものを想定しているが、その他のスマート農業機器の導入により、一定以上の生産性の向上や作業の省力・効率化等に繋がることが明確な場合には、必要事項をまとめた書面を県へ提出し、判断を受けるものとする。

⇒

重量物の積込・移動等の軽労化用「アシストスーツ」も県の要件を満たせば該当

※1) 本事業に係るより詳しいイメージを求める場合には、当方あて問合せ願います。

※2) 本事業に係る様式等は、宮城県農政部農業振興課のホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/smaartfukyuu.html>

に掲載しているので、ご活用願います。